

第六 警察官吏其ノ他俸給別

昭和十年十二月三十一日

第六 警察官吏及其他俸給別表 (續)

(三)

第六 警察官吏其ノ他俸給別

第七 警察官吏其他勤績年數 昭和十年十二月三十一日

昭和十年十二月三十一日

第八 警察官吏年齡別

昭和十年十二月三十一日

種別	二十歳以上 廿五歳未滿	廿五歳以上 卅歳未滿	三十歳以上 卅五歳未滿	卅五歳以上 四十歳未滿	四十歳以上 四十五歳未滿	四十五歳以 五十歳未滿	五十歳以上 五十五歳未 六十歳未滿	五十五歳以 六十歳未滿	六十歳以 六十五歳未滿	計
警 視	—	—	—	2	3	3	—	—	—	8
警 部	—	—	3	10	18	9	—	—	—	40
警 部 補	—	5	34	31	7	5	1	—	—	82
巡 査 部 長	—	17	54	51	40	11	9	—	—	182
巡 査	149	337	277	192	73	33	22	5	—	1,088
計	149	359	368	286	141	61	32	5	—	1,401
昭 和 九 年 同 同 同	168	341	378	288	136	51	26	3	1	1,302
八 七 六 年 年 年	89	320	428	298	143	53	23	3	1	1,364
	155	349	397	261	138	73	24	8	2	1,407
	114	346	423	268	152	73	24	15	3	1,418